

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

ホテル・旅館等に係る緊急点検について

5月13日に広島県福山市のホテル・プリンスにおいて発生した火災により死者7名、負傷者3名を出す惨事となったことは、まことに遺憾である。

この火災については現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、今般、このホテルには建築基準法に違反する事項があったにもかかわらず、速やかに建築基準法に基づく是正措置がなされなかったことが判明したところである。かかる火災の被害を防止するため、消防部局と連携を図りながら、下記によりホテル・旅館等の状況について緊急に立入検査等をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1. 点検対象

次のア及びイのいずれにも該当する建築基準法別表第一に規定するホテル及び旅館。ただし、過去に消防部局が「適マーク」を交付したこと、建築基準法に基づく定期報告がされ指摘事項がなかったこと等から、建築基準法の防火・避難規定に適合していると考えられるものを除く。

ア. 当該建築物が3階以上（地階を除く。）のもの

イ. 当該建築物（増築等が行われている建築物においては、当初の建築物）が昭和46年以前に新築されたもの

2. 報告事項

別記様式のとおり。

3. 報告期限

平成24年8月15日（水）までに下記担当に報告すること。

4. その他

- ア. 点検の結果、建築基準法令に違反する事項が認められた場合は、速やかに是正指導等を行うこと。
- イ. 別添のとおり消防庁予防課長から都道府県消防防災主管部長等あてに通知されているので、点検に当たっては、これらを参考に消防部局と十分に連携を図ること。また、調査対象及び調査結果について消防部局と情報の共有を図るとともに、必要に応じて調整等を行うこと。なお、本件については消防庁と協議済みであることを念のため申し添える。
- ウ. 他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には当該所管部局に速やかに通報を行うこと。
- エ. 1. の点検対象以外の施設についても、他部局から建築基準法令に違反している又は違反している疑いがある旨の通報があった場合には、必要に応じて立入調査等により事実を確認の上、是正指導等を行うこと。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 前田、小出、森口

電 話 03-5253-8111 (内線39-567、39-569)

F A X 03-5253-1630

mailto: koide-y2gg@mlit. go. jp

ホテル・旅館等に係る緊急点検について

都道府県名

担当部課(係)名

担当者名

連絡先(電話)

メールアドレス

建築基準法令への適合状況

	件数(件)	割合(%)
「1. 点検対象」に該当するもの		
うち建築基準法令に関する違反を把握したもの		
うち是正指導を行ったもの		
うち是正済みのもの		